

所得税法

新型コロナウイルスによる影響に伴い、2018年度未処分利益の計算に減算項目を2つ追加

一、 財政部が5月4日に2018年度未処分利益の減算項目の計算に関する解釈通達2件を公告しました。詳細は以下のとおりです。

- 2020年第1四半期の欠損金額は2020年上半期の欠損金に換算・見積計上し、2018年度の未処分利益（2020年申告）の減算項目に計上できる。
- IFRSなどの会計基準の変更により遡及調整した2018年度の未処分利益期首残高について、救済振興特別条例の施行期間中(2020年1月15日～2021年6月30日)に分配した金額は、当該年度の課税対象未処分利益から控除できる。(会計基準変更による未処分利益の遡及調整については本紙2020年2月号をご参照ください。)

2018年度未処分利益の計算に関する規定について図示すると以下のとおりです。



二、一つ目の解釈通達のポイントについてまとめると以下の通りです。

- 会計士がレビューした2020年度財務諸表の第1四半期の欠損金額を基礎に、半年に換算した2020年度上半期の欠損額を見積もり、控除する。
- 2019年度の未処分利益の税務申告を2021年に行う際、2020年および2019年度の実際の年間損益状況を確認したうえで、**2018年度の未処分利益課税額を状況に応じて更正し追納する必要があります。**調整の仕方は、2020年の上半期見積欠損額、2020年の実際損益額、2019年の損益額の3つの関係によって変わります。例を用いて説明します。

	状況①	状況②	状況③	状況④
2018 年未処分利益税の申告時、 控除した 2020 年上半期の見積損失(A)	-200	-200	-200	-200
2020 年実際年間損益	80	-160	-160	-160
2019 年実際年間損益	100	300	100	0
2019 年未処分利益から控除して申告	-	-160	-100	-
2018 年未処分利益から控除すべき損失(B)	-	-	-60	-160
2018 年未処分利益申告の修正((B)-(A)) (5%の追加納税)	+200 (10)	+200 (10)	+140 (7)	+40 (2)

2020 年末になったときに年間で損失だった場合（状況②③④）、実際の損失額を 2019 年の未処分利益から優先的に控除し、控除しきれない部分を 2018 年の未処分利益から控除するものとし、そのあるべき控除額（B）へと 2018 年未処分利益の申告を修正します。2020 年が年間で利益に転じた場合（状況①）、2018 年の未処分利益申告で控除した見積もり損失総額を加算修正することとなります。

PwC 台湾の見解：

- 一つ目の解釈通達に関する上記の例について、2019 年度の未処分利益残高とは、会計士が監査した「税引後当期純利益または純損失」と「税引後当期純利益または純損失以外の純利益(または純損失)に当該年度未処分利益を算入した金額」を合計したものを指し、分配した配当、拠出した利益準備金などはここでは考慮しません。また、**2018 年度未処分利益課税額を更正し追納する場合、利息を加算する必要はありません。**
- 二つ目の解釈通達を適用する場合、該当期間中に分配した金額とはその分配日が期間中のものをいい、分配日は株式利息または配当分配の基準日を指します。基準日が未定または不明な場合は株主総会が決議した分配日を基準とします。また、2020 年 6 月 30 日から 2021 年 6 月 30 日までの間に IFRS 導入による増加した未処分利益を分配する場合は、国税局へ 2018 年度未処分利益税務申告書の更正と過大納付税額の還付を申請することが可能です。
- 上記の未処分利益の減算項目、研究開発費・スマートマシンおよび 5G システム支出などの投資控除を適用する企業は、救済措置および租税優遇措置を十分に活用し、効果的に新型コロナウイルスによる運営資金への影響を軽減するため、まずは減免(控除)できる税額、期限および限度額などを試算することをおすすめします。

親子会社の未処分利益の連結申告に関する産業創新条例第 23 条の 3 の適用について

財政部の解釈通達によれば、親子会社が連結で未処分利益を申告する場合(連結税制)、親会社およびその台湾子会社が関連規定により当年度の利益で実質的な投資を行った金額について、連結申告した未処分利益の各会社に帰属する未処分利益の金額内で、当年度の連結申告する未処分利益の減算項目に計上できると説明しています。

計算方法は次のとおりです。

$$\text{連結申告した未処分利益の各会社に帰属する金額} = A \times \frac{B \text{ or } +C}{B + \Sigma + C}$$

(単体の税引後当期純利益)

(単体の税引後当期純利益合計)

A : 連結申告した未処分利益(プラスであること)

B : 親会社の単体の税引後当期純利益 = 親会社の税引後当期純利益(純損失) – 各子会社の単体の税引後当期純利益(純損失)、B < 0 の時は、0 として計算

C : 子会社の単体の税引後当期純利益(純損失は算入しないため、+C で表す)

新型コロナウイルス感染症に関する救済措置により受け取る補助金の所得税の納付免除

「嚴重特殊伝染性肺炎予防および救済振興特別条例」(以下、「救済振興特別条例」とする)が 4 月 21 日に改正・可決され、第 9 条の 1 が増設されました。当該条例、「伝染病予防法」などの法令規定により政府より受け取る補助金、手当、奨励金および補償金は、いずれも所得税が免除され、また、相殺、差し押さえ、担保設定または強制執行の対象としてはならないことが明文規定されました。

営業税法

「嚴重特殊伝染性肺炎(COVID-19)による営業税過払い税額の還付申請を受理する財政部各地区の国税局の審査と承認に関する作業原則」の公布

財政部が5月13日に「嚴重特殊伝染性肺炎(COVID-19)による営業税の仮払超過額の還付申請を受理する財政部各地区の国税局の審査と承認に関する作業原則」(以下、「審査と承認に関する作業原則」とする)を公布しました。ポイントは以下のとおりです。

適用対象	新型コロナウイルスの影響を受けた営業を継続する企業
適用期間	2020年1月15日から2021年6月30日まで (救済振興特別条例の施行期間と同じ)
適用範囲	留保(仮払超過)税額がある場合、ただし、還付金額の上限は累計 NT\$30万
審査・承認原則	国税局が「審査と承認に関する作業原則」に基づき認定し還付する

新型コロナウイルスの影響を受けた企業とは、3月25日に公布された「営利事業者に関する各種税金の延納もしくは分納申請審査原則」の定める次の企業が適用対象となります。

1. 救済振興特別条例により救済関連措置の適用対象者である企業
2. 新型コロナウイルスにより短期間において営業収入額が大きく減少した企業(例：2020年1月から連続2か月でその平均売上高が、「前年同期」または「2019年7月から12月まで」の平均月間売上高より15%以上減少している)

PwC 台湾の見解：

1. (1)救済振興特別条例により救済関連措置の適用対象者である企業は、主務機関が発行した救済証明書類を備えて申請する必要があります。
(2)営業収入額が15%以上減少した企業は救済証明書類の提出は免除されますが、収入額が減少した原因を証明できるその他の書類の提出が依然必要です。なお、税務機関が審査・承認後に直接税額を還付し、財政部の承認に届け出る必要はありません。
2. 新型コロナウイルスによる影響で営業を終了する場合は、営業税法第39条第1項に定められた業務終了による仮払超過税額の還付申請を行うことができるため、上記の解釈通達(上限 NT\$30万)を適用する必要はありません。

会社法・証券管理に関する法律

無額面株式を発行する会社が従業員に付与する制限付新株予約権に関する疑義

經濟部は2020年4月8日に經商字第10902014360号通達で以下のように説明しています。会社法第140条第2項に「無額面株式を採用する会社の株式の発行価格は制限を受けない」との規定があるものの、会社の資本の充実性を確保するため、無額面株式の株式発行価格はゼロであってはなりません。よって、無額面株式を発行する非公開発行会社の従業員へ付与する制限付新株予約権の発行価格も無額面株式の発行価格同様、ゼロであってなりません。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666 ext23402	miaw-wuu.wang@pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@pwc.com
			www.pwc.tw/ja.html

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利があります。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.